3.11仮設住宅体験館 約款

(本約款の適用)  
第１条 １　陸前高田市の委託を受け、一般社団法人トナリノ（以下、「当社」 といいます）が運営する3.11仮設住宅体験館（所在地 ： 陸前高田市米崎町字神田113-10 / 以下、「当館」といいます）と当館の利用を希望する方との間で締結する約款 及び これに関する契約は、この約款（以下、「本約款」といいます）の定めるところによるものとし、本約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

２ 利用者は、当館を利用するにあたり、本約款のすべての条項について同意したものとみなします。

３ 当館は第1項の規定に関わらず、本約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。   
  
(当館利用の申込み)  
第２条 １　当館利用の申し込みをしようとする方は、次の事項を当館へ申し出ていただきます。  
① 利用目的（見学、語り部、宿泊研修）  
② 利用日、到着予定時刻（宿泊研修の場合は、研修日数、出発日、出発時刻）  
③ 氏名、電話番号、居住地域  
　　以下は宿泊研修の方のみ ： 住所、生年月日、性別、職業  
　　外国籍かつ日本国内に住所を持たない方は、国籍、旅券番号（パスポートをコピーいたします）  
④ その他、当館が必要と認めた事項

２ 当館を利用されるお客様(以下、「利用客」といいます)が、利用中に前項第1号の利用日を超えて宿泊研修の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊研修の申し込みがあったものとします。

３ １８歳未満の未成年者の方が当館に宿泊研修の申し込みをしようとするときは、別途親権者または法定後見人の同意が必要となります。   
  
(利用契約の成立等)  
第３条 利用契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。  
  
(利用引受けの拒絶)  
第４条 当館は次に掲げる場合において、利用契約に応じないことがあります。   
① 満室により宿泊研修室（以下、「研修室」といいます）の余裕がない場合。  
② 利用の申込みが本約款によらないものである場合。  
③ 利用客が、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合。  
④ 利用客が、次のイからニに該当すると認められる場合。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2 号に規定する暴力団(以下、「暴力団」といいます。)、同条第2条第6号に規定する暴力 団員(以下、「暴力団員」といいます。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。  
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。  
ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがいる。  
ニ 暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合。  
⑤ 利用客が、伝染病であると明らかに認められる場合。  
⑥ 利用客が、当館もしくは当館スタッフに対し暴力的要求行為、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。  
⑦ 天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。  
⑧ 他の利用客の迷惑となる行為と判断した場合。⑨ その他、前各号に準じる事由があると当館が判断した場合 及び 当館利用規則に反すると認める場合。   
  
(利用客の契約解除権)  
第５条 １　利用客は、当館に申し出て、利用契約を解除することができます。  
  
２ 当館は利用客がその責めに帰すべき事由により利用契約(宿泊研修、語り部)の全部または一部を解除したときは、以下に掲げるところにより違約金を申し受けます。  
① 利用日の４日前に解除した場合　違約金なし  
② 利用日の２〜３日前に解除した場合　利用料金の３０％相当額  
③ 利用日の前日に解除した場合 利用料金の５０％相当額  
④ 利用日当日に解除した場合 及び 連絡なく不着になった場合 利用料金の１００％

３ 当館は、利用客が事前連絡なしに利用日当日の２１：００になっても到着しないとき、その利用予約は取消しされたものとみなして処理することがあります。

４ 前項の規定により取消しされたものとみなした場合において、利用者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等の公共の運輸機関の不着または遅延、その他利用者の責に帰さない事由によるものであることを証明したときは、第２項の違約金はいただきません。   
  
５ 利用契約解除における「利用者の責に帰さない事由」は以下のとおりとします。  
① 列車、航空機等の公共の運輸機関の不着または遅延  
② 利用者本人の病気のうち感染症等、原因が本人のみに寄らないもの  
③ 利用者本人の怪我のうち事故等、原因が本人に寄らないもの  
④ 親族等の病気・事故・弔事  
⑤ その他、利用者の責めに帰さないと当館で判断するもの  
  
  
(宿泊研修室の利用時間)  
第６条 １　宿泊研修の利用客が当館の研修室を使用できる時間は、１３：００から翌朝１０：００までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

２ 宿泊研修の利用客がチェックアウトしたのち、利用客の手荷物または携帯品が館内および研修室内に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当館が相当と考える措置をとることとします。当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、当館は、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることができる（ただし、義務ではありません）ものとします。

３ 宿泊研修の利用客がチェックアウトしたのち、研修室以外の館内にて、宿泊研修に相当する長時間の当館施設の使用が明らかな場合、相当の料金を申し受ける場合があります。   
  
  
(料金の支払い)  
第７条 １　利用客は以下のいずれかの方法で料金を支払うこととします。  
① 利用後に、当館が発行する請求書に基づき、当館が指定する口座へ入金。  
② 利用日のチェックイン時に、現金での支払い。

２　当館が利用客に研修室を提供し、使用が可能になったのち、利用客が任意に宿泊研修しなかった場合においても、料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)  
第８条 利用客は、本約款のほか、当館が定める利用規約に従っていただきます。

(当館の責任)  
第９条 １　当館の利用に関する当社の責任は、以下の期間とします。  
開始 ： 利用客による当館受付における利用の登録 又は 研修室への入室のうち早い方。  
終了 ： 利用後に当館受付において、利用客が当館スタッフに利用完了の旨を伝えた時。

２ 利用客が当館の定める利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当館はその責任を負いません。

３ 当館の責に帰すべき理由により、利用客に研修室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その利用客の了解を得て、できる限り同程度の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

(駐車等の責任)  
第１０条 当館は、駐車場において生じた一切の損害について何らの責任を負いません。ただし、 当館が管理する駐車場に限り、当館が故意又は過失によって損害を与えたときは、その損害を賠償します。

(利用客の責任)  
第１１条 利用客の故意又は過失により当館が損害を被ったとき、または汚損・破損等により原状回復に相当の時間を要したときは、当館は当該利用客に対し、その弁償額や費用を請求できるものとします。

(お預かり物の取り扱い)

第１２条 当館は、原則として利用客の物品のお預かりをすることができません。

(金銭その他貴重品)  
第１３条 金銭その他貴重品は、利用客ご自身の責任にて管理して頂きます。滅失又は毀損等の損害について、当館は一切責任を負いません。

(本約款の変更)  
第１４条 本約款に定めのない事項、及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく本約款の内容を変更することがあります。

(準拠法)  
第１５条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

(管轄裁判所)  
第１６条 本約款に関し利用客と当社との間で紛争が生じた場合、盛岡地方裁判所一関支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則  
本約款は、2023年11月12日から適用いたします。

3.11仮設住宅体験館 利用規則

陸前高田市の委託を受け、一般社団法人トナリノ（以下、「当社」 といいます）が運営する3.11仮設住宅体験館（所在地 ： 陸前高田市米崎町字神田113-10 / 以下、「当館」といいます）では、お客様に安全かつ快適にご利用頂くために、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。この規則をお守り頂けない場合は、当館のご利用をお断り申し上げますので、予めご承知おき下さい。

（１ 適用範囲）  
当館を利用される上で立ち入りが想定される併設施設「陸前高田グローバルキャンパス」については、同施設の利用規約に従っていただくものとします。本利用規則は、当館の利用客に適用させて頂きます。また、本規則に定めのないもの は、「3.11仮設住宅体験館 約款」を適用させていただきます。

（２ 火災予防および保安に関すること）  
① 当館内は全館禁煙とさせていただきます。また、当館が立地している敷地も全面禁煙ですので、敷地外の所定の喫煙所やご自身のお車の中などをご利用下さい。  
② ご予約に基づき、当館からご案内する研修室以外の部屋や、隣接の建物の来館者用スペース以外の部屋には立ち入らないで下さい。  
③ 火災報知器や非常扉を含む消防用設備および諸物品等には、非常の場合以外はお手を触れないでください。  
  
（３ お忘れ物等の取扱いに関すること）  
お忘れ物、拾得物の処置は法令(遺失物法)に基づいてお取り扱いさせて頂きます。

（４ 宿泊研修室に関すること）  
① 研修室内の設備、備消耗品の使用について ア） ご利用いただける設備  
電気、水道、給湯器、風呂、トイレ、エアコン、灯油ストーブ、冷蔵庫、電子レンジ、電気ポット、ドライヤー、扇風機  
イ） ご利用いただける備消耗品  
座布団、机、ゴミ箱、食器洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、ハンドソープ、消毒スプレー、シャンプー、リンス、コンディショナー  
ウ） ご利用いただけない物品  
テレビ、洗濯機、展示用の小物類（仏壇、パソコン、物干し道具、衣服、書籍、文房具など）

② 施設設備の利用可能時間について   
ア） 研修室は、チェックイン（１３：００〜）からチェックアウト（〜１０：００）まで。   
　　　ただし、２日以上ご利用の場合、中日は終日利用可能です。  
イ） 受付（3.11仮設住宅体験館 17-3）は、９：００〜２１：００ 。  
※宿泊研修に伴う受付時間以外でのチェックイン/チェックアウトは事前にご連絡下さい。  
ウ） 陸前高田グローバルキャンパスは、９：００〜１7：００。開館日は同施設のウェブサイトをご覧ください。

（５　行動に関すること）  
① 当館ご利用のお客様は必ず当館スタッフの指示に従って行動して下さい。承諾頂けない場合は退館いただく場合がございます。  
② 当館内の入退出は当館とご契約いただいたお客様のみ可能となります。何らの申し出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合、又は契約人数を超えてサービスが利用されると当館が認めた場合は、その超過利用分を請求します。   
③ 当館内で発生したゴミ類は、当館の分別に従ってお捨て下さい。  
④ 当館内に危険物や法律により禁じられたものを持ち込むことはできません。  
⑤ 当館を利用するお客様に付随する報道関係者の立ち入り並びに取材については、当館と当社の許可を得た場合に限ります。  
⑥ 当館の門限はございませんが、他のお客様や近隣住人の迷惑にならないよう節度を持った行動を心掛けて下さい。

（６ 責任に関すること）   
当館を利用するお客様間、またはお客様と第三者に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決して下さい。

（７ 備え付け家電・備品等に関すること）  
① 当館の家電・備品等について、お客様の故意又は過失により事故が発生したとしても、当館は責任を負いません。  
② 当館の家電・備品等について、お客様の故意又は過失により破損や盗難に遭った場合、当館はお客様にその弁償額を請求できるものとします。   
  
（８ 防災に関すること）  
① お部屋に入室された際、掲示しております「岩手県津波リスク３Ｄマップ」や「避難行動について」をご確認ください。また、備え付けの懐中電灯も使い方をご確認ください。  
② 大地震発生時は、落下や破損物の有無など身の周りの安全を確保し、第１避難所（当館の校庭）へ避難してください。地震の規模によっては、第２避難所へ誘導する場合があります。その際はスタッフの指示に従ってください。  
③ 火災発生時は、屋外の非常ベル（１７、１８号棟に各１つ）を押して周囲に通報してください。その後、１１９もしくは当館の受付室（夜間は緊急連絡先）へご連絡ください。なお、非常ベルの側に消火器もありますが、原則として、消火活動はスタッフに任せ、ご自身は避難を優先してください。  
  
（９　その他の禁止事項）  
以下の行為は禁止させていただきます。  
① 法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為。  
② 当館で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、またはその他の喧騒な行為。   
③ 他宿泊者の許可を得ない、他宿泊者が使用する研修室への立入り行為（火災予防や防犯上やむをえない場合を除く）。   
④ 当館の許可を得ず、外来のお客様を招く行為。  
⑤ 著しく不潔な身体または服装により他のお客様に迷惑を及ぼす恐れが認められること。   
⑥ 研修室を当館の許可なしに宿泊研修 及び 飲食以外の目的に使用すること。  
⑦ 当館に他のお客様の迷惑になるものをお持込みになること。  
⑧ 犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般(但し、盲導犬、介助犬は除く)を同伴すること。  
⑨ 発火又は引火しやすい火薬・発揮油類、危険性のある製品、悪臭を発する物、その他法令で所持を禁じられている物等をお持込みになること。  
⑩ 当館の諸設備、諸物品に傷や異物をつけたり、当館の許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更する行為。又、館外に持ち出したりする行為。  
⑪ 当館で許可なく、広告、宣伝物の配布、掲示、物品の販売、勧誘、営業行為等、及びビラ等の配布、署名活動等を行うこと。  
⑫ 当館が禁止する設備ならびに物品の写真撮影。  
⑬ 館内で撮影された写真等を当館の許可なく営業上の目的で公にすること。   
⑭ 他の利用者へ迷惑となる行為全般その他当館が不適当と判断する行為。

（１０ 情報に関すること）  
① 当館は簡易宿所に定義されるホステルであり、旅館業営業許可にて運営を行っております。  
② 当社は、簡易宿所の申込または利用等を通じて当社が知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。  
③ お客様は、お客様の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。  
ア） お客様より依頼を受けた各種サービスを当該お客様に対して提供するため  
イ） 各種サービスの運営上必要な事項をお客様に知らせるため  
ウ） 各種サービスその他当施設の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため  
エ） 各種サービスの利用状況や属性等に応じた新たなサービスを開発するため   
オ） 関連サービスや催事等の情報を提供するため  
カ） 前各号のほか、お客様の事前の同意を得た目的に使用するため  
キ） その他、やむを得ない事情でお客様に連絡をするため   
④ 次の各号のいずれかに該当する場合は、当社はお客様の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。  
ア）　個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合  
イ）　裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、法令により開示が必要とされる場合  
ウ）　当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合  
⑤ 当ホームページや当館が保有する SNS ページに掲載されている写真や文章、デザインは当館の所有権が発生致します。無断で使用する事を禁じます。  
⑥ 当施設内で行った撮影等を各種媒体に投稿する行為は、これを当社が承認した場合を除き禁止します。  
⑦ 本利用規則に関する内容は予告なく変更することがあり、その事前通知の義務はありません。  
  
（１１ 当館スタッフの館内巡回に関すること）  
館内の清掃・巡回に関しましては男性スタッフが行う場合がございます。予めご理解・ご了承下さい。

（１２ 語り部の申込に関すること）  
① 語り部プログラム（以下・プログラム）の所要時間はホームページに掲げるとおりとし、これを下回るご依頼には、原則的にお引き受けいたしかねます。   
② 語り部については、以下に掲げる理由により希望順位の低い語り部を優先的に手配する場合がございます。  
ア）　ご希望の内容に、より合致する語り部がいる場合  
イ）　取材等のご希望に対し、希望順位の高い語り部が取材等をお断りしている場合  
③ 当館が提供するプログラムの内容は、東日本大震災にて建設された仮設住宅に関連するものとし、この範囲を超える内容の希望についてはお断りする場合がございます。

（１３ プログラムの提供に関すること）  
① プログラムには地震・津波に関連する話題や映像が含まれます。精神的なストレスが生じる可能性がありますので、参加者全員への清聴や直視の強要はお控え下さい。  
② 当館の責めに帰さない事由による申込後のプログラム提供時間の短縮は、当館ならびに語り部にて対応可能と判断される場合を除き、ご対応いたしかねます。また、短縮された提供時間に相当する料金の払い戻しはいたしません。   
③ オンラインによるプログラムにおいて、映像の録画は当館が許可した場合に限ります。また、録画した映像の権利は当社に帰属するものとし、当社の許可を得ない映像の利用を禁じます。  
④ プログラムにおいて、以下の行為は禁止させていただきます。  
ア） 過度の質問や議論の提起等、進行の遅延となる行為  
イ） プログラムによって知りえた、語り部ならびにその関係者の情報をみだりに公開・喧伝する行為  
ウ） 当館の許可を得ない撮影ならびに録画録音  
エ） その他、災害被災者への配慮に欠けると類推される行為

附則  
本規則は、2023年11月12日から適用いたします。